○総務省告示第百三十九号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第四十三条第二項の規定に基づき、平成二十九年総務省告示第百二十二号（平成二十八年発生災害に係る小災害債の対象となる地方公共団体について指定する件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
一　令第四十三条第一項の地域	一　［同上］
㈠　同項第一号に該当する地方公共団体の区域	㈠　［同上］
都道府県名　郡名　市町村名	都道府県名　郡名　市町村名
北海道　沙流　平取町	北海道　沙流　平取町
上川　清水町	上川　清水町
岩手県　下閉伊　岩泉町	岩手県　下閉伊　岩泉町
［熊本県　上益城　御船町、益城町、甲佐町］	［熊本県　上益城　御船町、甲佐町］
㈡　同項第二号に該当する地方公共団体の区域	㈡　［同上］
都道府県名　郡名　市町村名	都道府県名　郡名　市町村名
北海道　勇払　むかわ町	北海道　勇払　むかわ町
［岩手県　宮古市、久慈市］	［岩手県　久慈市］
岩手　葛巻町	岩手　葛巻町
下閉伊　山田町	下閉伊　山田町
鳥取県　東伯　北栄町	鳥取県　東伯　北栄町
熊本県　熊本市、宇城市	熊本県　熊本市、宇城市
上益城　嘉島町	上益城　嘉島町
［二・三　略］	［二・三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第百四十号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十一条の九の規定に基づき、平成八年自治省告示第八十三号（地方税法施行令第五十二条の十の四に規定する研究開発を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月二日以後に取得された償却資産に対して課する平成三十年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

平成三十年三月三十日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十一条の九第一号に掲げる研究開発　非可食性植物由来化学品製造プロセス技術開発、インフラ維持管理・更新等の社会課題対応システム開発プロジェクト、航空機用先進システム実用化プロジェクト、戦略的イノベーション創造プログラム（次号において「ＳＩＰ」という。）に掲げるインフラ維持管理・更新・マネジメント技術及び自動走行システム・大規模実証実験並びにロボット活用型市場化適用技術開発プロジェクト	一　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十一条の九第一号に掲げる研究開発　非可食性植物由来化学品製造プロセス技術開発、インフラ維持管理・更新等の社会課題対応システム開発プロジェクト及び戦略的イノベーション創造プログラム（次号において「ＳＩＰ」という。）に掲げるインフラ維持管理・更新・マネジメント技術